

入 札 説 明 書

札幌市本庁舎電話交換及び案内業務

札幌市総務局行政部庁舎管理課

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第 3057 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 7 月 17 日（木）

2 契約担当部局

郵便番号 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市総務局行政部庁舎管理課管理係 電話 011-211-2052（FAX011-218-5173）

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市本庁舎電話交換及び案内業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで
- (4) 履行場所 仕様書に記載のとおり。
- (5) 入札方法 月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備保守管理業務」又は「専門サービス業」、に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（詳細は別記 1 参照）

ア 資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 6

7条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

- (2) 入札の日時及び場所
令和7年8月5日（火）11時00分
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市本庁舎1階庁舎管理課事務室内

- (3) 入札書の提出方法
入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 持参する場合

封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載し、上記(2)あてに送付期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

イ 郵送する場合

二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- (4) 持参又は郵送による入札書の受領期限
令和7年8月4日（月）17時15分（必着とする。）

- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

質問は、別紙2の様式にて作成し、書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年7月24日までの午前8時45分から午後5時15分までの間に提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年7月25日以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

- (6) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8号

各号の一に該当する入札は無効とする。

- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（別紙 3）を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

- ア 開札は、入札後直ちに上記 5(2)の場所において行う。入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙 3）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の階数は、原則として 2 回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を

取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本業務に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず失格と扱い（再度入札への参加不可）、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者としてすることがある。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 低入札価格調査

低入札価格調査要領の規定に基づき、調査基準価格を下回る入札が行われたとき

は、低入札価格調査を行う。その結果、落札者となった場合には、札幌市契約規則第 25 条各号に定める契約保証金納付の免除規定（第 1 号は除く）は適用しない。

なお、低入札価格調査要領第 7 条第 3 項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限は、開札日（又は別途通知した日）の翌日から起算して 3 日以内（札幌市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）とする。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 4 に掲げる競争入札参加資格を有することを証明する書類（別記 2 参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙 4）を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において、市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙 4 のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札

幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

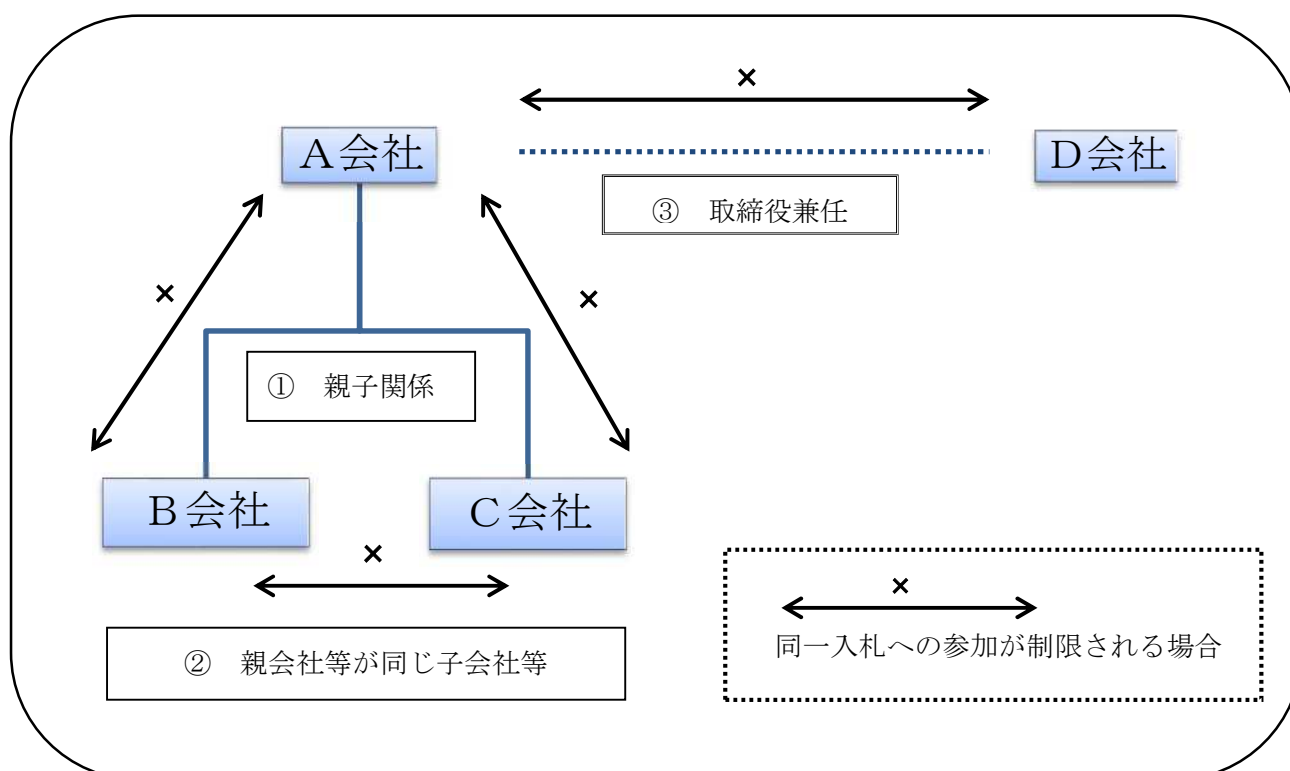
イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

1 特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

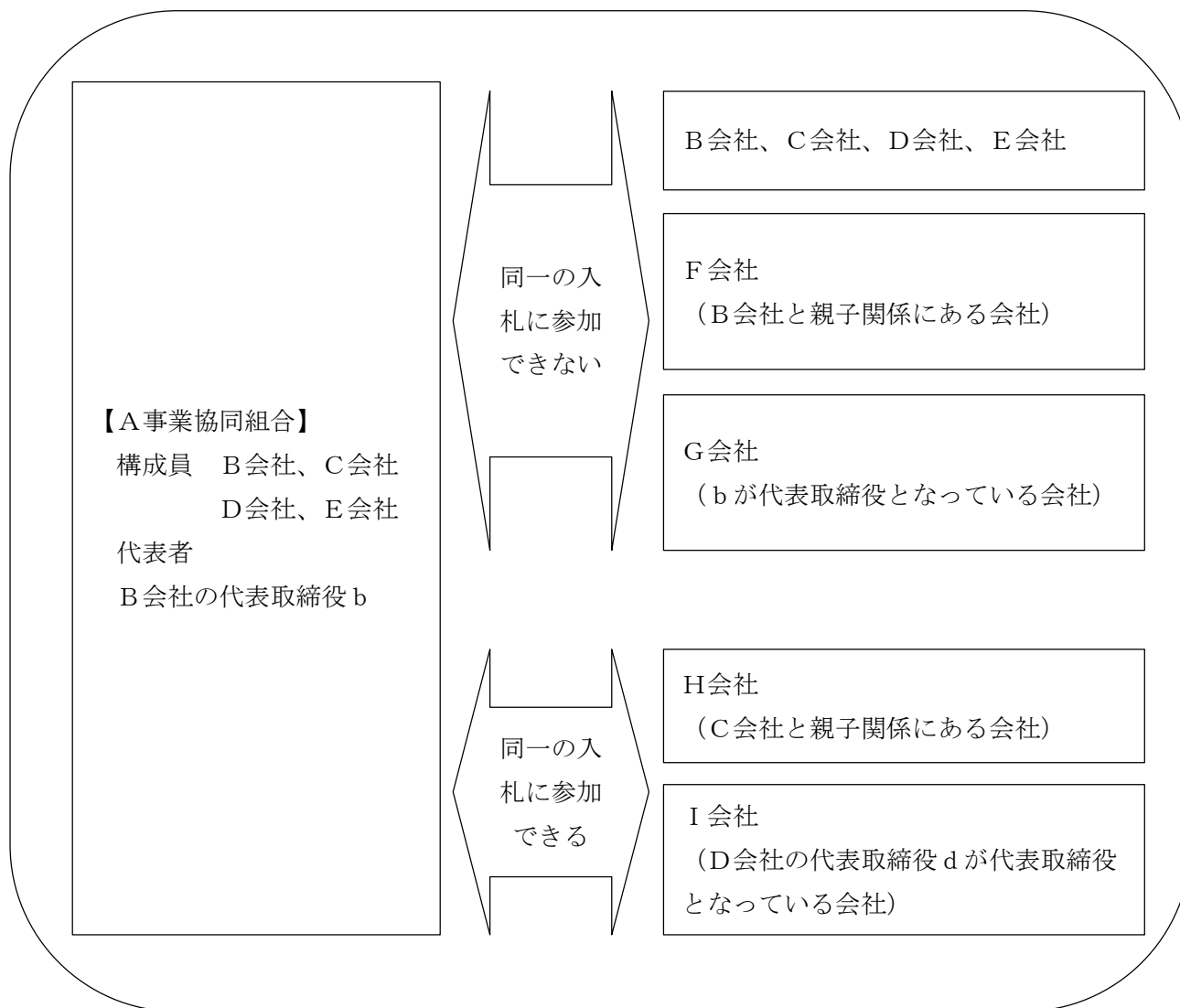
入札参加者間に入札の適正さが阻害されと考えられる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点から、同一入札への参加を制限します。



2 事業協同組合等の場合

中小企業等協同組合法等の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「事業協同組合等」という。）が入札に参加する場合には、当該組合の構成員が同一の入札に参加することができません。

また、事業協同組合等の代表者が、当該事業協同組合等の構成員である法人の役員である場合には、当該法人と親子関係・人的関係にある会社は同一の入札に参加することはできません。



3 人的関係の基準

一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合など、同一の者がそれぞれの会社の経営に関与することにより入札の価格を決定したり、又は知り得る立場にあることから、同一の入札への参加を制限します。

【同一入札の参加を制限される人的関係の基準】

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1) については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

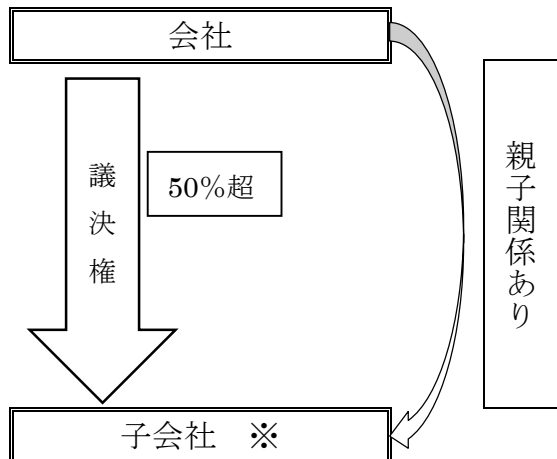
4 親子関係の判断

子会社等とは、会社法第2条第3号の2に該当する会社等をいい、親会社等とは同条第4号の2に該当する者をいいます。

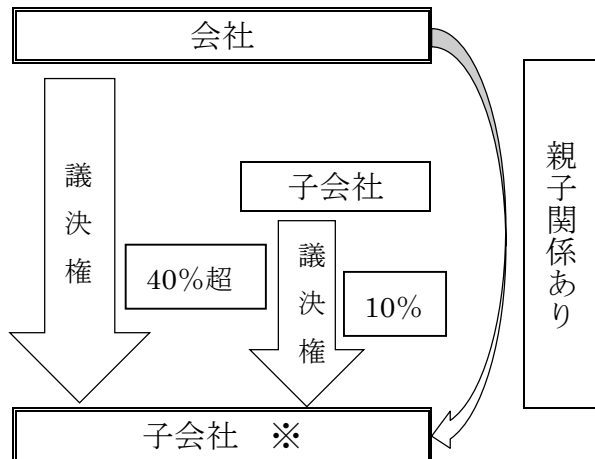
例えば、以下に示す関係を有していれば、親子関係があるものと判断します。

(1) 議決権の過半数を有している場合

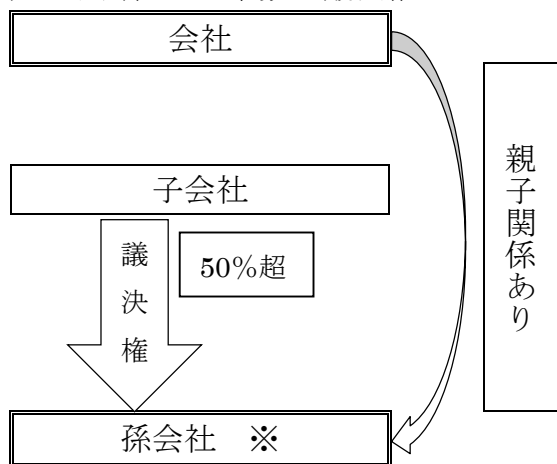
ア 直接過半数の議決権あり



イ 子会社と併せて過半数の議決権あり



ウ 子会社が過半数の議決権あり

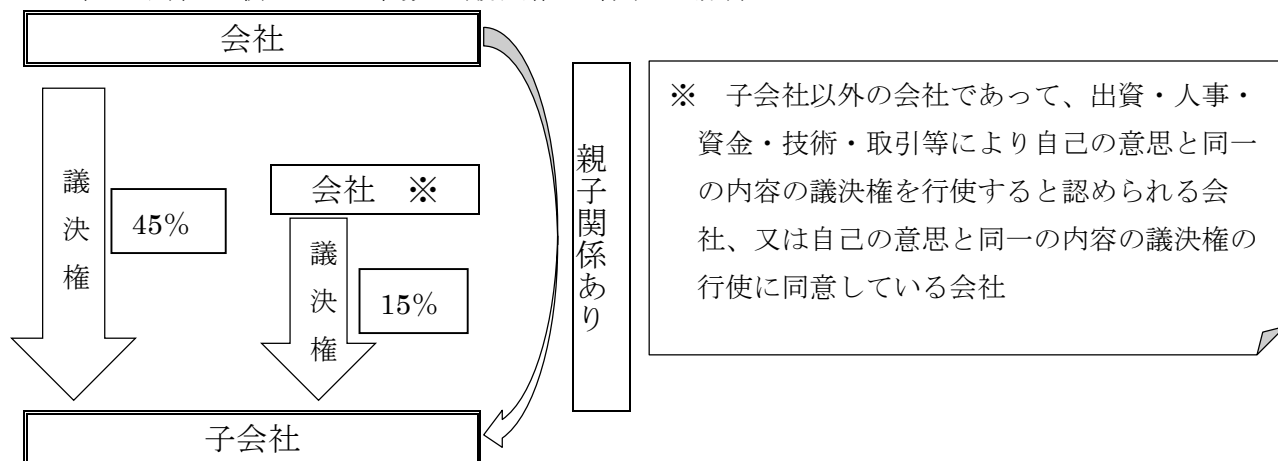


※ 子会社などが以下に該当する場合は、有効な支配従属関係が存在しないと認められるため、親子関係はないものとします。

- ①民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている
- ②会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けている

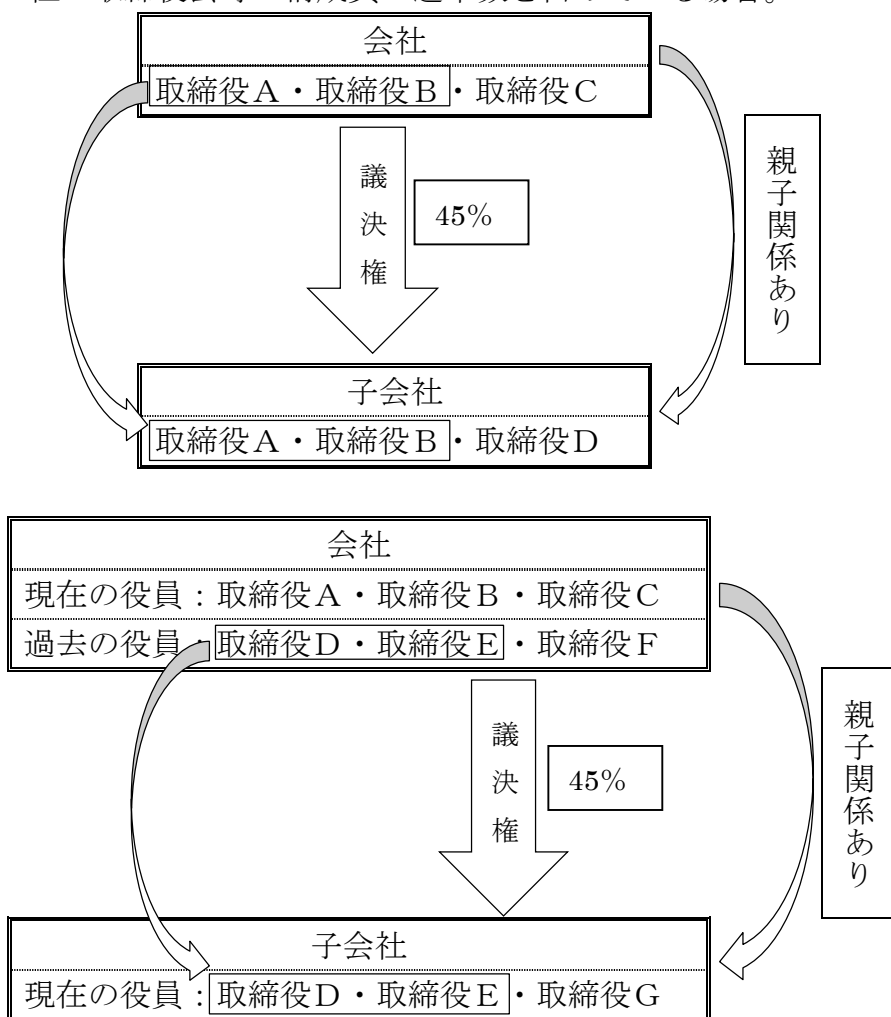
(2) 議決権の40%以上50%未満を保有している場合

ア 他の会社と併せて過半数の議決権を有する場合

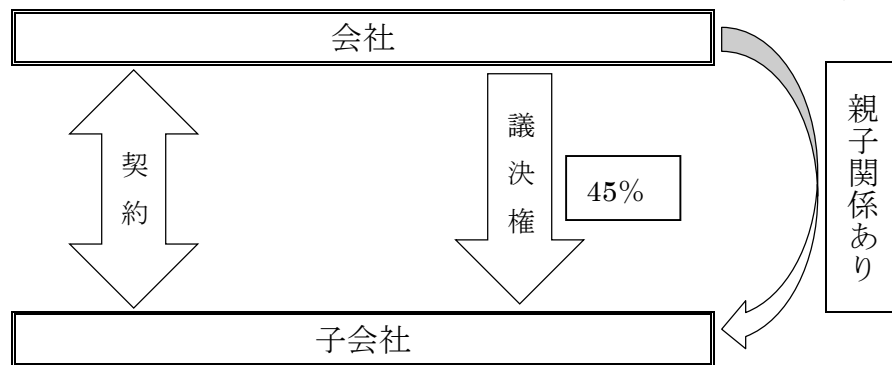


イ 一定の人的な関係がある場合

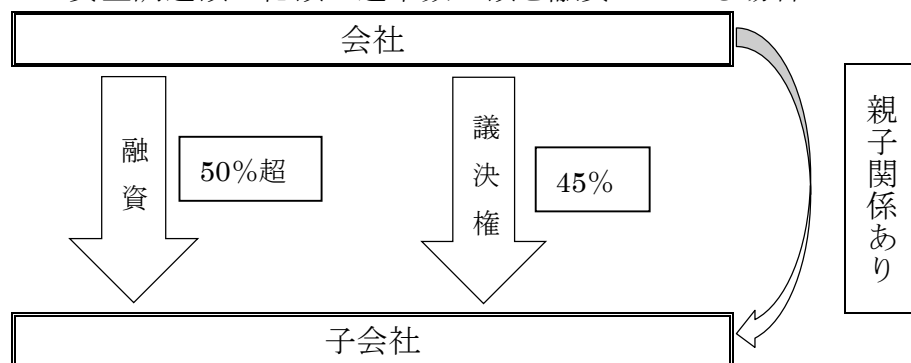
自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者が、他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合。



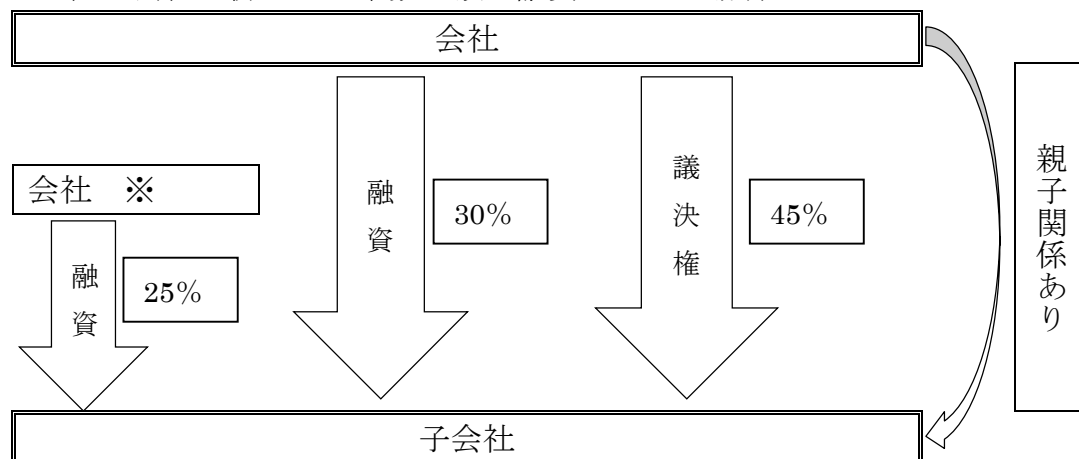
ウ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



エ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



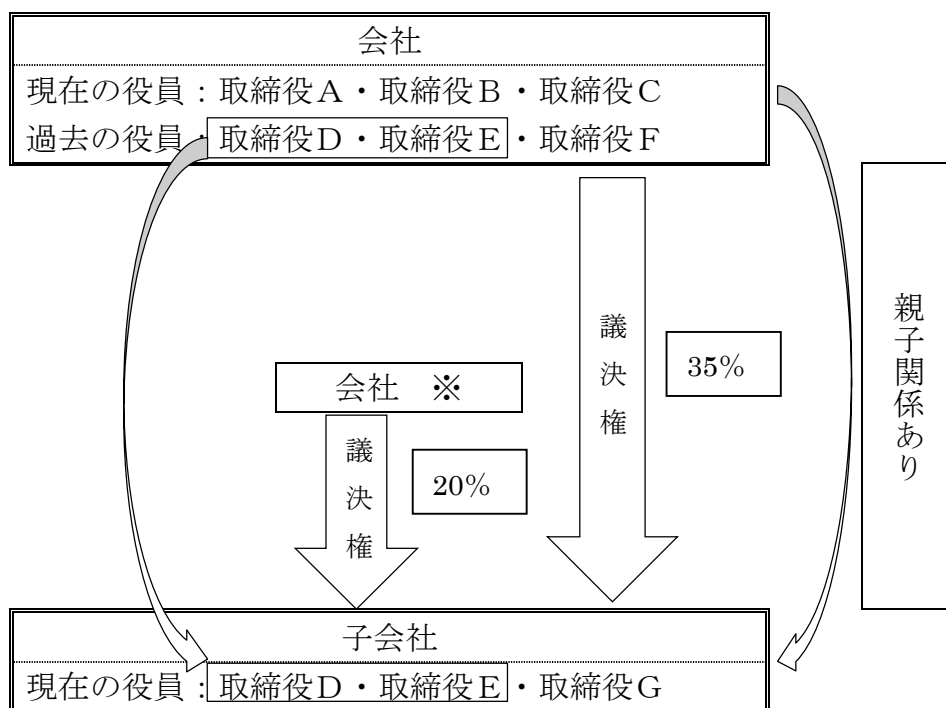
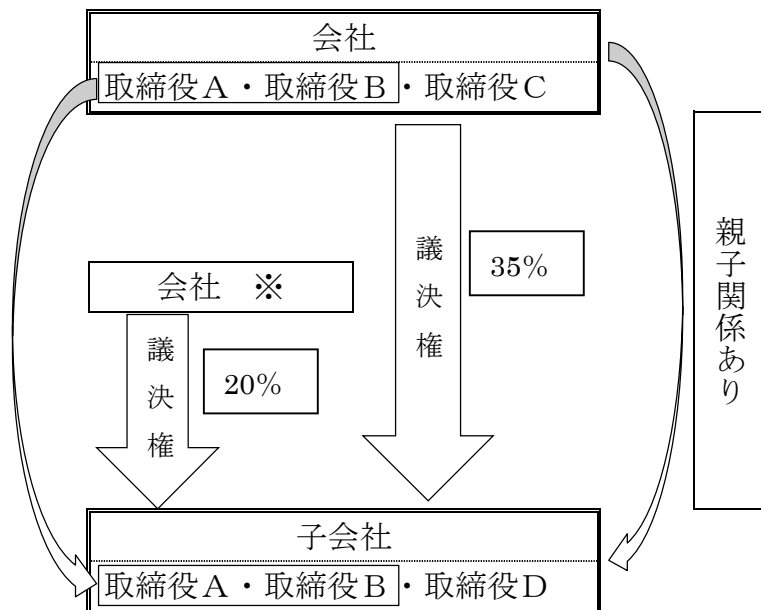
オ 他の会社と併せて過半数の額を融資している場合



※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係のある会社

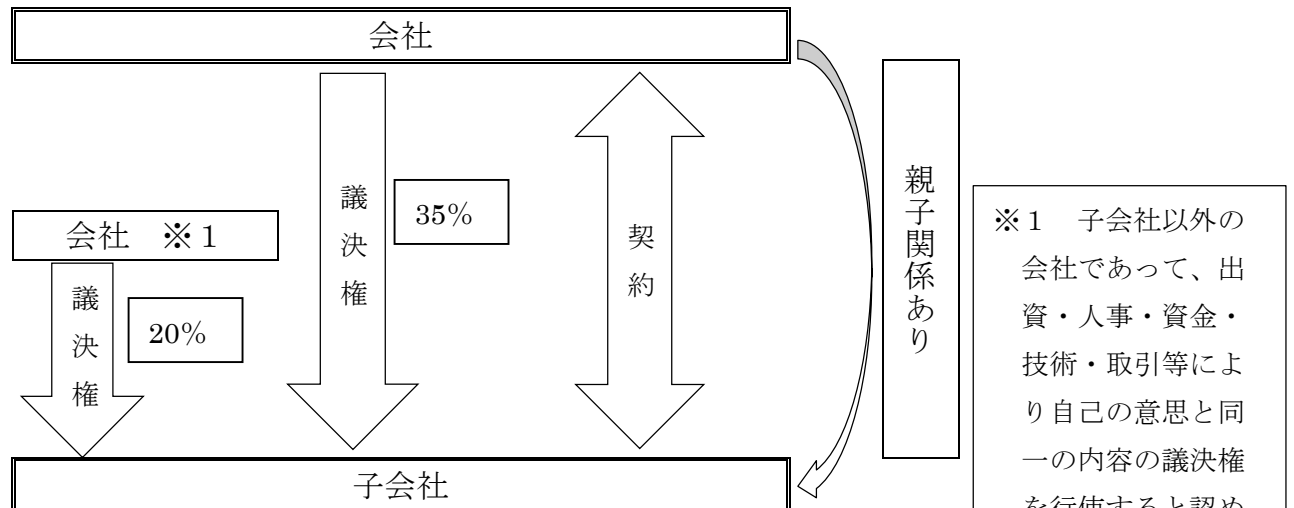
(3) 議決権の保有が0%以上40%未満である場合であって、他の会社と併せて過半数を有する場合

ア 一定の人的な関係がある場合

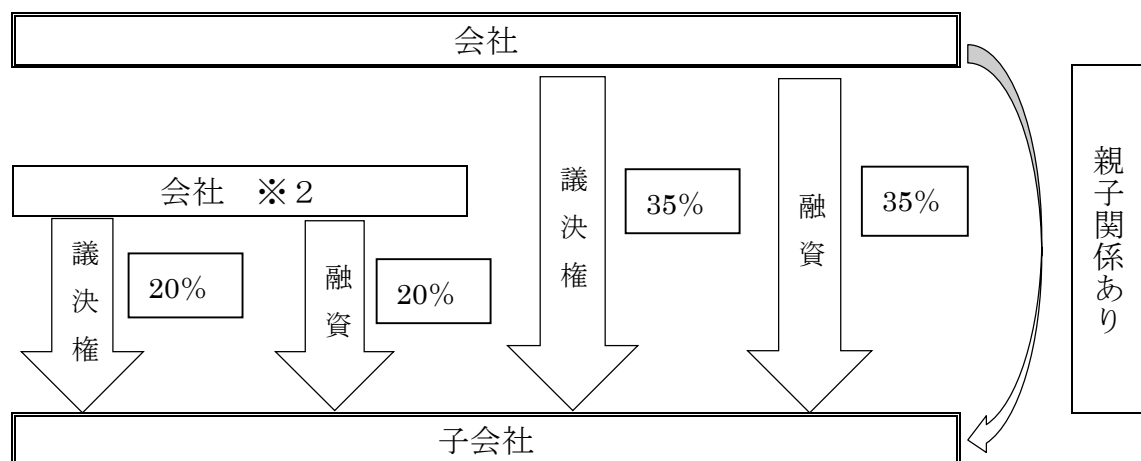
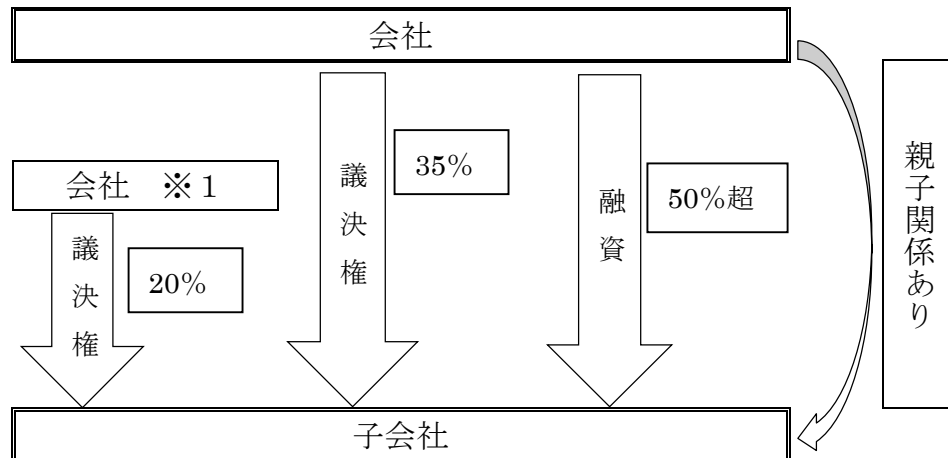


※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は自己の意思と同一の内容の議決権の行使に同意している会社

イ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



ウ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



※2 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書 6 (3) ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）2 資本関係・人的関係調書（様式2）3 事業協同組合等にあつては、組合員名簿4 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し5 競争入札参加資格認定通知書 |
|--|

事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

(あて先) 札幌市長

住 所

申 請 者 商号又は名称
(落札候補者名) 代表者氏名

(印)

令和 7 年 7 月 17 日付け入札告示のありました

(役務名称) 札幌市本庁舎電話交換及び案内業務

に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、当社は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること、並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付資料

添付の有無	添 付 書 類 等 の 名 称	備 考
	競争入札参加資格認定通知書	
	資本関係・人的関係調書（様式 2）	
	組合員名簿	
	官公需適格組合の証明書写し	

注：添付した書類は、「添付の有無」欄の○印をつけてください。なお、この場合、どの書類が必要か告示及び入札説明書により確認してください。

【資本関係・人的関係申出書】

入札日現在における、当社と、他の札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)等間の資本関係・人的関係について、次のとおり申出いたします。

資本関係又は人的関係 有り ・ 無し （どちらかに○を付する。）

※有りの場合は、「資本関係・人的関係調書(様式 2)」を添付すること。

資本関係・人的関係調書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
 申告者 商号又は名称
 代表者氏名

印

当社と資本関係及び人的関係のある者は、次のとおり相違ありません。

記

1 資本関係に関する事項

- ① 会社法第2条第4号の規定による親会社は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

- ② 会社法第2条第3号の規定による子会社のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

- ③ ①に記載した親会社の他の子会社のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

2 人的関係に関する事項

役員等を兼任している他の会社（親子関係にある会社を除く。）のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、次のとおりです。

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号または名称	所在地	役職

【 備 考 】

- 役員等とは次に掲げる者をいいます。
 - 取締役（社外取締役、執行役を兼ねていない委員会設置会社の取締役は除く。）、代表取締役
 - 委員会設置会社における執行役、代表執行役
 - 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- 記載事項の真偽を確認するため、会社法第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載してください。
- この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止等の措置を行うことがあります。